

# 役員等報酬に関する規程

社会福祉法人みのり福祉会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり福祉会（以下「法人」という）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）に関する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定める。

## (地位に基づく報酬)

第2条 役員等には、その地位にのみ基づいては、報酬を支給しない。

## (法人運営業務に関する費用弁償)

役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務に出席した場合、一律 5,000 円の費用弁償を支給する。（ただし、施設長等の施設職員が役員の場合には支給しない）

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 評議員選任・解任委員会
- (4) 監事による監査及び立会等
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

2 また決議省略及びオンラインでの実施の場合は、支給しないものとする。

## (支給方法)

第3条 費用弁償の支払いは、その都度現金にて行うものとする。

## (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。